

木質バイオマス証明ガイドラインQ & A（竹の取扱について）

問1 竹は木質バイオマスのどの区分に該当するのか

A 本ガイドラインにおいて、木材には竹由来のものを含むこととされており、木質バイオマスの区分は、竹であっても変わりません。

本ガイドラインに基づく、竹の木質バイオマスの区分の具体的な考え方は以下のとおりです。伐採区分の判断にあたっては、伐採箇所の現況や森林簿、市町村森林整備計画における伐採の方法の記載等を参考にしてください。

○竹の木質バイオマス区分の具体的な考え方

木質バイオマス区分		伐採区分	侵入竹を含む森林	竹林
(1) 間伐材等由来の木質バイオマス	① 間伐材	除伐	林冠がうっ閉する前の森林における、スギ・ヒノキ等の目的樹種の健全な成長を図るための伐採（目的樹種の成長を阻害する竹等の除去）によるもの	—
		目的樹種の間伐	林冠がうっ閉し立木間の競争が生じ始めた森林における、スギ・ヒノキ等の目的樹種の健全な成長を図るための立木材積に係る伐採率が35%以下、かつ、伐採年度から起算しておおむね5年後において再びうっ閉することが確実であると認められる範囲内で行われる伐採（目的樹種の成長を阻害する竹等の除去）によるもの	—
	② ①以外の方法により伐採された木材		森林経営計画対象森林、保安林等、国有林野施業実施計画で伐採、生産されたもの (1)①以外)	同左
(2) 一般木質バイオマス（由来の証明が可能なもの）			(1)以外で、立竹の伐採によるもの	同左

問2 竹の証明書は具体的にどのようなものになるのか

竹について、「証明の連鎖」の始まりとなる証明書は、以下の表のとおりです。

木質バイオマス区分		民有林			国有林
		普通林		保安林	
		森林経営計画	それ以外		
(1) 間伐材等由来の木質バイオマス	① 間伐材	森林経営計画認定書又は事後の伐採届	都道府県又は市町村の独自の証明書	保安林内立竹伐採許可決定通知書	森林管理署等との売買契約書
	② ①以外の方法により伐採された木材	森林経営計画認定書又は事後の伐採届	—	保安林内立竹伐採許可決定通知書	森林管理署等との売買契約書
(2) 一般木質バイオマス（由来の証明が可能なもの）		—	事業者等の独自の証明書	—	—

※屋敷林等森林以外から伐採した竹については、伐採を行う者または所有者自らが作成する証明書により、一般木質バイオマスの証明を行う。